

## 公 告

掲示第 2 号

## 鹿児島港における外国往来船と陸地との交通場所等を指定する件

関税法第24条第1項の規定に基づき、鹿児島港における外国往来船と陸地との交通場所等を下記のとおり指定する。

なお、本指定に伴い、「鹿児島港における外国往来船と陸地との交通場所等を指定する件」(昭和48年4月1日公示)は廃止する。

令和4年6月6日

鹿児島税関支署長 古瀬 恒浩

## 1 貨物（船用品及び携帯品を除く。）の積卸場所

港 名	場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
鹿児島港	(1) 鹿児島港谷山1区1号岸壁東南東端を起点として西北西へ489.13mまでの岸壁（水深12m及び7.5m岸壁）  (2) 鹿児島港谷山1区8号岸壁東南東端を起点として西北西へ370.38mまでの岸壁（水深12m及び7.5m岸壁）  (3) パシフィックグレーンセンタードルフィン桟橋南側岸壁（長さ170m、水深14m岸壁）  (4) パシフィックグレーンセンター副桟橋岸壁（南側60m、水深6mの岸壁）	鹿児島市南栄4丁目 36番地地先、37番地地先、 38番地地先、40番地地先  鹿児島市谷山港1丁目 23番地地先、26番地地先、 36番地地先  鹿児島市南栄4丁目35番地 地先  鹿児島市南栄4丁目28番 地地先	

2 船用品及び携帯品の積卸場所

港 名	場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
鹿児島港	(1) 鹿児島港谷山1区1号岸壁東南東端を起点として西北西へ489.13mまでの岸壁 (水深12m及び7.5m岸壁)  (2) 鹿児島港谷山1区8号岸壁東南東端を起点として西北西へ370.38mまでの岸壁 (水深12m及び7.5m岸壁)  (3) 鹿児島港谷山1区1号岸壁東南東側岸壁昇降階段  (4) パシフィックグレーンセンター副桟橋岸壁 (南側60m、水深6mの岸壁)  (5) 鹿児島港中央港区マリンポート2号岸壁西北西端から東南東へ59mを起点として東南東へ721mまでの岸壁 (水深10m及び水深9m岸壁)	鹿児島市南栄4丁目 36番地地先、37番地地先、 38番地地先、40番地地先  鹿児島市谷山港1丁目 23番地地先、26番地地先、 36番地地先  鹿児島市南栄4丁目 36 番地  鹿児島市南栄4丁目 28番 地地先  鹿児島市中央港新町1番	ただし、(1)から (2)の岸壁に接岸した船舶にその接岸場所から直接積卸する場合に限る。  ただし、(4)から(5)の岸壁に接岸した船舶にその接岸場所から直接積卸する場合に限る。

### 3 船舶と陸地との交通場所

港 名	場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
鹿児島港	(1)鹿児島港谷山1区1号岸壁、2号岸壁 1番から3番ゲート  (2)鹿児島港谷山1区1号岸壁、2号岸壁 4番ゲート  (3)鹿児島港谷山1区1号岸壁、2号岸壁 6番ゲート  (4)鹿児島港谷山1区7号岸壁、8号岸壁 1番ゲート  (5)鹿児島港谷山1区7号岸壁、8号岸壁 3番ゲート  (6)鹿児島港谷山1区7号岸壁、8号岸壁 4番ゲート  (7)鹿児島港谷山1区1号岸壁東南東側岸 壁昇降階段  (8)パシフィックグレーンセンター正門  (9)鹿児島港中央港区マリンポート2号岸壁 西北西端から東南東へ59mを起点として 東南東へ721mまでの岸壁（水深10m及 び水深9m岸壁）	鹿児島市南栄4丁目37番地  鹿児島市南栄4丁目38番地  鹿児島市南栄4丁目40番 地地先  鹿児島市谷山港1丁目23 番地地先  鹿児島市谷山港1丁目36 番地  鹿児島市谷山港1丁目39 番地  鹿児島市南栄4丁目36番地  鹿児島市南栄4丁目20番 地1  鹿児島市中央港新町1番	ただし、(1)から (6)に掲げる場所 において、乗組員 が下船後フェンス の外に出ることな く乗船する場合 は、同区域内を指 定交通場所とみな す。  ただし、(8)に 掲げる場所を指 定地として交通 できる者は、パシ フィックグレーン センター株式会 社、船舶代理 店、当該荷役会 社の各従業員 及び検査員、検量 員、水先案内人、 荷主、船用品業者 並びに乗組員とす る。